

落札者決定基準

下水道総合情報システムサービス提供業務委託

令和6年11月

大阪市建設局

1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札検討会議において、学識経験を有する者（以下、「選定委員」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 提案内容の評価

別紙「下水道総合情報システムサービス提供業務委託提案書評価表」に基づき、提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 及び (2) により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下、「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

「技術評価点」と「価格評価点」の比率については、7対3とする。入札参加者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \text{(500点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \text{(350点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \text{(150点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とする。
なお、「価格評価点」については小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

「技術評価点」のうち、評価項目『3 機能要件に対する提案』が最も高い者を落札者とする。

ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目『3 機能要件に対する提案』の合計点」が同じ場合

「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、提案内容を確認する必要がある場合は、別途ヒアリングを実施する。

(1) 項目評価の考え方

評価点数による判定は、各評価項目に対して「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」「0点」の6段階の評価点数で判定するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」、とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4点」、「2点」とする。記述・提案がないものは、「0点」とする。なお、各評価項目において「0点」評価がある事業者は採用しない。

また、評価項目の重要度に応じて、それぞれ1～5点の項目加重点を評価項目ごとに設定しており、評価点数で判定する各評価項目の項目評価点の計算は、次の式にて行う。

$$\text{各評価項目の項目評価点} = \text{評価点数} \times \text{項目加重点}$$

(2) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

$$\text{技術評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}$$

(3) 項目評価点の減点について

提案書の総ページ数が150ページを超えた場合は、技術評価点から50点を減点する。

(4) 提案書の不評価について

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、提案内容の評価は行わないため、全ての評価項目において「0点」評価となる。

3 入札価格の評価

価格評価点は次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 150 \text{ 点} \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{入札予定価格}))$$

※「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者とししない。(提案内容の評価は行わない。)

4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 選定委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

大項目		評価項目		記述内容	調達仕様書 主な該当箇所	評価観点	評価 区分	得点配分	
		中項目						項目加重 点	項目評価 点
1	本業務に対する理解	1.1	本業務の目的・概要に関する理解	1. 本業務の背景と目的を踏まえて、 本調達に対する事業者 （以下「提案者」という。）の 理解 を記載すること。 2. 上記を踏まえて、 提案者における本調達の取組方針 を記載すること。	調達仕様書 「2.1 調達の背景と目的」	1. 仕様書に記載している、 本市の状況、次期システムに係る背景や方針を十分理解し、本業務の取組方針について提案 されているか。	必須	1	5
		1.2	システム構築の基本方針・期待される効果	1. 「1.1本業務の目的・概要についての理解」を踏まえた上で、 システム構築の実現方針を具体的に 記載すること。 2. 提案するシステム構築の実現方針の 特徴、当該特徴が本市にもたらす効果 （他事業者との比較優位性）について、具体的な根拠をもって記載すること。	調達仕様書 「2.2 基本方針」	1. 上記本業務への取り組みの 基本方針と合致したシステム構築の実現方針が適切に 記載されているか。 2. システム構築の実現方針に関して、「 特徴 」が 具体的に 記載されているか。 3. 当該特徴が、本市にとって「 有用性の高い効果 （他事例との比較優位性）」をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる「 明確な根拠 」が記載されているか。	必須	1	5
		1.3	作業スケジュール	1. 構築工程及び運用工程におけるスケジュール を具体的に記述すること。 2. 構築期間を有効的に活用するための方策 について、具体的な根拠をもって記載すること。 3. 工程の遅れが発生した場合の、現状分析方法や回復に向けた手段について具体的に記載すること。	調達仕様書 「2.4 作業スケジュール」	1. 作業工程及び重要ポイントが詳細に記載されているか。 2. 構築期間を有効的に活用したスケジュールとなっているか。 3. 工程の遅れが発生した場合の、回復に向けた現状分析や手段について具体的に示されているか。	必須	1	5
2	提案者の概要	2.1	導入実績	1. 提案者の過去の類似案件について、 当該実績 （政令指定都市・中央省庁、民間企業等）、 実施時期・期間、サービス内容 （対象システム・規模）等を具体的に記載すること。 2. 提案者が 上記実績を有することにより、本業務を遂行するにあたってどのような特徴 を有しているか、当該特徴が 本市にもたらす効果 （他事業者との比較優位性）について具体的な根拠をもって記載すること。	-	1. 提案者の過去の類似案件について、 当該実績 （政令指定都市・中央省庁、民間企業等）、 実施時期・期間、サービス内容 （対象システム・規模）等が 具体的に 記載されているか。 2. 上記実績が、本市にとって「 有用性の高い効果 （他事例との比較優位性）」をもたらすことが 具体的に 記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる「 明確な根拠 」が記載されているか。	必須	1	5
		2.2	参加資格等	1. 「入札説明書」で求める 参加資格要件を満たしている根拠 を記載すること。 2. 上記以外に、本業務を遂行するにあたって、 提案者が有している有用な資格について、具体的に 記載すること。	-	1. 「入札説明書」で求める 参加資格以外に 、本業務の実施にあたって 有用な資格 （プライバシーマーク、ISO9001、ISO20000、ISO14001、JIS Q 15001 等）を有しているか。	必須	1	5
3	機能要件	3.1	共通機能	1. 仕様書に示す当該 要件の実現方法や仕様を満たす根拠 を具体的に記述すること。 2. 当該要件に関して、提案する機能の 特徴、当該特徴が本市にもたらす効果 （他事業者との比較優位性）及びその 根拠を具体的に 記述すること。	調達仕様書 「3.1 機能要件」	1. 当該要件に関して、提案する機能の実現方法が記載されているか。 2. 当該実現方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。 3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。 4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。 5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。	必須	2	10
		3.2	施設管理機能（管路）	1. 仕様書に示す当該 要件の実現方法や仕様を満たす根拠 を具体的に記述すること。 2. 当該要件に関して、提案する機能の 特徴、当該特徴が本市にもたらす効果 （他事業者との比較優位性）及びその 根拠を具体的に 記述すること。	調達仕様書 「3.1 機能要件」	1. 当該要件に関して、提案する機能の実現方法が記載されているか。 2. 当該実現方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。 3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。 4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。 5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。	必須	3	15
		3.3	施設管理機能（処理場・抽水所）	1. 仕様書に示す当該 要件の実現方法や仕様を満たす根拠 を具体的に記述すること。 2. 当該要件に関して、提案する機能の 特徴、当該特徴が本市にもたらす効果 （他事業者との比較優位性）及びその 根拠を具体的に 記述すること。	調達仕様書 「3.1 機能要件」	1. 当該要件に関して、提案する機能の実現方法が記載されているか。 2. 当該実現方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。 3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。 4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。 5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。	必須	3	15

評価項目		大項目	中項目	記述内容	調達仕様書 主な該当箇所	評価観点	評価 区分	得点配分	
								項目加重 点	項目評価 点
	3.4	維持管理機能（管路）	1. 仕様書に示す当該要件の実現方法や仕様を満たす根拠を具体的に記述すること。 2. 当該要件に関して、提案する機能の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）及びその根拠を具体的に記述すること。	調達仕様書 「3.1 機能要件」	1. 当該要件に関して、提案する機能の実現方法が記載されているか。 2. 当該実現方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。 3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。 4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。 5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。 6. 維持管理情報の入力や計画・設計業務においての活用が容易となる提案は優位とする。	必須	4	20	
	3.5	維持管理機能（処理場・抽水所）	1. 仕様書に示す当該要件の実現方法や仕様を満たす根拠を具体的に記述すること。 2. 当該要件に関して、提案する機能の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）及びその根拠を具体的に記述すること。	調達仕様書 「3.1 機能要件」	1. 当該要件に関して、提案する機能の実現方法が記載されているか。 2. 当該実現方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。 3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。 4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。 5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。 6. 維持管理情報の入力や計画・設計業務においての活用が容易となる提案は優位とする。	必須	4	20	
	3.6	計画管理機能	1. 仕様書に示す当該要件の実現方法や仕様を満たす根拠を具体的に記述すること。 2. 当該要件に関して、提案する機能の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）及びその根拠を具体的に記述すること。	調達仕様書 「3.1 機能要件」	1. 当該要件に関して、提案する機能の実現方法が記載されているか。 2. 当該実現方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。 3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。 4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。 5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。	必須	3	15	
	3.7	工事管理機能	1. 仕様書に示す当該要件の実現方法や仕様を満たす根拠を具体的に記述すること。 2. 当該要件に関して、提案する機能の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）及びその根拠を具体的に記述すること。	調達仕様書 「3.1 機能要件」	1. 当該要件に関して、提案する機能の実現方法が記載されているか。 2. 当該実現方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。 3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。 4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。 5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。 6. 工事関連情報を一元的に管理でき、関連する情報の検索が容易となる提案は優位とする。 7. 完成図書や施設図面の世代管理ができ、工事の施工履歴や施設の更新履歴等の検索が容易となる提案は優位とする。	必須	5	25	
	3.8	水質管理機能（処理場水質管理）	1. 仕様書に示す当該要件の実現方法や仕様を満たす根拠を具体的に記述すること。 2. 当該要件に関して、提案する機能の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）及びその根拠を具体的に記述すること。	調達仕様書 「3.1 機能要件」	1. 当該要件に関して、提案する機能の実現方法が記載されているか。 2. 当該実現方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。 3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。 4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。 5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。 6. 水質管理情報の統計機能が充実しており、年報等の作成が容易となる提案は優位とする。	必須	4	20	
	3.9	水質管理機能（水質規制）	1. 仕様書に示す当該要件の実現方法や仕様を満たす根拠を具体的に記述すること。 2. 当該要件に関して、提案する機能の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）及びその根拠を具体的に記述すること。	調達仕様書 「3.1 機能要件」	1. 当該要件に関して、提案する機能の実現方法が記載されているか。 2. 当該実現方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。 3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。 4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。 5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。	必須	3	15	
	3.10	用地管理機能	1. 仕様書に示す当該要件の実現方法や仕様を満たす根拠を具体的に記述すること。 2. 当該要件に関して、提案する機能の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）及びその根拠を具体的に記述すること。	調達仕様書 「3.1 機能要件」	1. 当該要件に関して、提案する機能の実現方法が記載されているか。 2. 当該実現方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。 3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。 4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。 5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。	必須	3	15	

大項目		評価項目		記述内容	調達仕様書 主な該当箇所	評価観点	評価 区分	得点配分	
		中項目						項目加重 点	項目評価 点
		4.9	情報セキュリティ	<p>1. 仕様書に示す当該要件の実現方法や仕様を満たす根拠について、具体的に記述すること。</p> <p>2. 当該要件に関して、提案の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）について、根拠を具体的に記述すること。</p>	調達仕様書 「3.2 非機能要件」	<p>1. 当該要件に関して、提案内容の実現方法が記載されているか。</p> <p>2. 当該実施方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。</p> <p>3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。</p> <p>4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。</p> <p>5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。</p> <p>6. 本システムにおける情報セキュリティ上のリスクが明確に示され、かつそのリスクに対する対策の有効性が客観的に示され、かつ本市業務への負担を小さくする工夫が認められる提案は優位とする。</p>	必須	4	20
5	業務委託要件	5.1	プロジェクト計画・管理	<p>1. 仕様書に示す当該要件の基本的な考え方や実施方法について、次の事項を含め具体的に記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - プロジェクト管理手法（進捗管理、品質管理、課題・リスク管理）の実施方針 - 円滑なプロジェクト管理を行うための方策 - 設置する会議体及び効率的な会議運営方法 - 各ステークホルダーと円滑な連携を行うための方策 <p>2. 当該要件に関して、提案の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）について、根拠を具体的に記述すること。</p>	調達仕様書 「4.1 プロジェクト管理」	<p>1. 当該要件に関して、基本的な考え方や実施方法が記載されているか。</p> <p>2. 当該実施方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。</p> <p>3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。</p> <p>4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。</p> <p>5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。</p>	必須	3	15
		5.2	設計・開発・テスト	<p>1. 仕様書に示す当該要件の基本的な考え方や実施方法について、次の事項を含め具体的に記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 品質目標を担保するための方策 - 本市における検証作業の効率化 <p>2. 当該要件に関して、提案の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）について、根拠を具体的に記述すること。</p>	調達仕様書 「4.3 設計・開発・テスト」	<p>1. 当該要件に関して、基本的な考え方や実施方法が記載されているか。</p> <p>2. 当該実施方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。</p> <p>3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。</p> <p>4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。</p> <p>5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。</p>	必須	3	15
		5.3	データ移行	<p>1. 仕様書に示す当該要件の基本的な考え方や実施方法について、次の事項を含め具体的に記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 適切かつ円滑にデータ移行・本番切替を実施するための方策 - 移行データの取扱い及び整合性確認の方策 - データ移行・本番切替における各ステークホルダーの役割 - データ移行・本番切替における緊急対応計画（コンティンジェンシプラン）に関する考え方 等 <p>2. 当該要件に関して、提案の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）について、根拠を具体的に記述すること。</p>	調達仕様書 「4.4 データ移行」	<p>1. 当該要件に関して、基本的な考え方や実施方法が記載されているか。</p> <p>2. 当該実施方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。</p> <p>3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。</p> <p>4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。</p> <p>5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。</p>	必須	3	15
		5.4	運用保守	<p>1. 仕様書に示す当該要件の基本的な考え方や実施方法について、次の事項を含め具体的に記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 運用保守計画に関する基本的な考え方 - 運用保守計画に対する年次の見直し改善の考え方 - SLAの設定方針、達成に向けた取組みと年次の見直し改善等の考え方 等 <p>2. 当該要件に関して、提案の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）について、根拠を具体的に記述すること。</p>	調達仕様書 「4.5 運用保守」	<p>1. 当該要件に関して、基本的な考え方や実施方法が記載されているか。</p> <p>2. 当該実施方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。</p> <p>3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。</p> <p>4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。</p> <p>5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。</p>	必須	3	15
		5.5	研修	<p>1. 仕様書に示す当該要件の基本的な考え方や実施方法について、具体的に記述すること。</p> <p>2. 当該要件に関して、提案の特徴、当該特徴が本市にもたらす効果（他事業者との比較優位性）について、根拠を具体的に記述すること。</p>	調達仕様書 「4.6 研修」	<p>1. 当該要件に関して、基本的な考え方や実施方法が記載されているか。</p> <p>2. 当該実施方法は、仕様書に定義された内容を満たしているか。また、本市要求事項を満たす根拠が具体的に記載されているか。</p> <p>3. 当該要件に関して、提案の特徴が具体的に記載されているか。</p> <p>4. 当該特徴が、本市にとって有用性の高い効果（他事例との比較優位性）をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる根拠（実績等）が明確に記載されているか。</p> <p>5. 当該要件には示されていないが、本市にとって有用性の高い追加提案が具体的に示されているか。</p>	必須	1	5
		6	実施体制	6.1	業務推進体制・責任者	<p>1. 本業務を推進するにあたっての、提案者側の体制、及び要員の役割・実績を記載すること(再委託する場合、委託先の企業名(団体名)、再委託する業務範囲、業務を再委託することが必要不可欠である理由を具体的に記載すること)。なお、構築、運用保守のそれぞれを記載すること。</p> <p>2. 提案する業務推進体制が本市にとって有用であることを具体的に記載すること。</p> <p>3. 本業務期間中に、提案した体制を維持することが可能であることの根拠を具体的に記載すること。</p>	調達仕様書 「5.1 作業実施体制」	<p>1. 本業務を推進するにあたっての、提案者側の有効性の高い体制及び要員の役割・実績・保有資格・従事割合（専任/兼任）が記載されている。また、構築、運用保守のそれぞれが記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他団体での経験がある ・ 下水道に関する情報システムの構築経験を有している ・ セキュリティ、ネットワークの資格を保有している ・ 下水道に関する資格を保有している 等 <p>2. 特に、本業務の期間中に、提案した体制を維持できることが、具体的に記載されているか。</p> <p>3. 本業務を遂行する上で、適切な業務推進体制及び責任者が確保されており、本市にとって「有用性の高い効果（他事例との比較優位性）」をもたらすことが具体的に記載されているか。また、これらの効果を本市が享受できる「明確な根拠」が記載されているか。</p>	必須

大項目		評価項目		記述内容	調達仕様書 主な該当箇所	評価観点	評価 区分	得点配分	
		中項目						項目加重 点	項目評価 点
		6.2	本市と事業者との役割分担	<p>1. 本業務を推進するにあたり、本市と提案者の役割分担や作業割合について具体的に記載すること。特に、本市との窓口を担う業務遂行責任者（プロジェクトマネージャ）が、提案された業務推進体制を維持し、円滑にプロジェクトを推進するための具体的な取り組みについても記述すること。</p> <p>2. 本市の作業負荷を軽減するための有用な方法について、具体的な根拠をもって記載すること。</p>	調達仕様書 「5.1 作業実施体制」	<p>1. 本業務を推進するにあたり、本市、提案者の役割分担や作業割合について適正に記載されている。また、構築、運用保守のそれぞれが記載されているか。</p> <p>2. 役割分担に関して、提案の「特徴（本市及び各業務システム所管部門・事業者等の負担軽減等）」が具体的に記載されているか。</p> <p>3. 当該特徴が、本市にとって「有用性の高い効果（他事例との比較優位性）」をもたらすことが具体的に記載されている。また、これらの効果を本市が享受できる「明確な根拠」が記載されているか。</p>	必須	1	5
7	その他	7.1	追加提案	<p>1. パッケージ標準機能として、上記記載項目以外で下水道事業の効率性の向上に資する機能について提案があれば具体的に記述すること。なお、価格面において影響が少ない場合であれば、パッケージ標準機能以外でも可とする。</p> <p>2. その他、将来的なDXの取組を見据えたデータの蓄積や活用に関する提案等、下水道事業の効率性の向上に資する提案があれば具体的に記述すること。</p>	—	<p>1. 提案する機能の概要や特徴が具体的に記載されているか。</p> <p>2. 将来的なDXの取組を見据えたデータの蓄積や活用等の提案について、その内容や特徴、実現にあたっての課題・解決策が具体的に記載されているか。</p> <p>3. 当該提案が、本市にとって「有用性の高い効果（他事例との比較優位性）」をもたらすことが具体的に記載されている。また、これらの効果を本市が享受できる「明確な根拠」が記載されているか。</p>	任意	2	10